

船橋市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱(平成20年10月24日制定。以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、船橋市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、船橋市からの負担金、国からの補助金、その他の収入をもって歳入とし、協議会の運営に要する経費をもって歳出とする。

2 会長は、毎会計年度、予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮り、承認を得なければならない。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、協議会の会議に諮り承認を得なければならない。

(予算の款、項及び目の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項、目及び節の区分は、別表第2のとおりとする。

(予算の流用及び予備費の充当)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長が別に定める。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近の協議会に報告しなければならない。

(金銭の出納)

第6条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいい、現金とは、通貨及び小切手、郵便為替証書等通貨にかわる証券をいう。

2 金銭の出納は、すべて収入伝票又は支出伝票による。

3 金銭は、最も確実かつ有利な方法により、これを保管しなければならない。

(経理責任者)

第7条 会長は、協議会の金銭の出納保管その他会計事務を行うため、経理責任者を置く。

2 経理責任者は、事務局次長をもって充てる。

(収入)

第8条 経理責任者は、収入にあたっては、次の各号に定める事項を調査確認のうえ、収入伝票により決裁責任者の決裁を受けなければならない。

収入の根拠

予算科目

収入の金額及び算出基礎

納入義務者

(支出)

第 9 条 経理責任者は、支出にあたっては、次の各号に定める事項を調査確認のうえ、支出伝票により決裁責任者の決裁を受けなければならない。

予算額

予算科目

支出の金額及び算出基礎

契約の締結方法

支出方法及び時期

2 債権者に対する支払いは、原則、口座振込により行うものとする。

(支出の特例)

第 1 0 条 経費の性質上、事務に支障を及ぼすような経費で、事務局長が必要と認めるものについては、次の各号に定める支払いをすることができる。

資金前渡

概算払

前金払

(精算)

第 1 1 条 資金前渡及び概算払を受けた者は、支払完了後又は用務終了後、速やかに精算書に支払明細書及び証拠となるべき書類を添付して提出するとともに、不足が生じたときは請求し、剰余が生じたときは返納しなければならない。

(契約)

第 1 2 条 契約に関し必要な事項は、船橋市の例を準用する。ただし、これによりがたいときは、会長が別に定める。

(記録)

第 1 3 条 協議会の会計処理は、次の関係帳簿を備え、正確かつ明瞭に記録しなければならない。

収入及び支出帳簿

その他必要とする書類

2 会計の収支を明確にするため、証拠書類を編冊し、保管しなければならない。

(決算)

第 1 4 条 会長は、毎会計年度終了後、遅延なく、協議会の決算を調製し、監査委員の意見書を付して、協議会の会議に諮り承認を得なければならない。

(補則)

第 1 5 条 この規定に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、船橋市の例により、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 年 月 日から施行する。

【資料 2 - 2】

(予算の特例措置)

- 2 協議会が設けられた年度の予算については、第 2 条第 2 項中「年度開始前に協議会の」とあるのは「協議会の第 1 回会議において」と読み替えるものとする。

別表第 1

款	項	目
01 負担金	01 負担金	01 負担金
02 国庫支出金	01 国庫補助金	01 国庫補助金
03 繰越金	01 繰越金	01 繰越金
04 諸収入	01 諸収入	01 諸収入

別表第 2

款	項	目
01 総務費	01 総務管理費	01 会議費
		02 事務局運営費
02 事業費	01 事業推進費	01 運行事業費
		02 利用促進事業費
		03 調査研究費
		04 広報公聴費
03 予備費	01 予備費	01 予備費

節
01 賃金
02 報償費
03 旅費
04 需用費
05 役務費
06 委託料
07 使用料及び賃借料
08 備品購入費
09 負担金補助及び交付金
10 補償補填及び賠償金
11 公課費
12 予備費